議　　題

交通・防犯関係部課長会議

議題１　特殊詐欺対策について（岡崎市提出）

【要旨】

岡崎署管内では、今年に入り、特殊詐欺被害が例年に無いペースで被害が急増しています。今年１月からの４カ月間で、被害件数は１２５件、被害額は９億円を超えており、県内の警察署管内でワーストと、極めて深刻な状況であります。そのため、今年４月２３日に、岡崎市長、幸田町長、岡崎警察署長による「特殊詐欺多発緊急アピール」を宣言しました。特に警察官を騙る手口やSNSを活用した投資詐欺、ロマンス詐欺の被害が多く、対策が急務となっています。

貴市で特殊詐欺に関する啓発活動や特に効果があると思われる対策等がありましたら、ご教示ください。

（１）各市における特殊詐欺に関する啓発活動や取組内容

（２）これまでに実施した中で、一定の効果や手応えがあったと思われる対策について（詳細な内容）

（３）その他、今後の方向性や課題について

議題２　安全なまちづくり県民運動期間のキャンペーンについて（安城市提出）

【要旨】

安城市では、春・夏・秋・年末の安全なまちづくり県民運動の際、警察と協力して、スーパーや駅前などでチラシや啓発品を配るキャンペーン、特殊詐欺対策として、固定電話に国際電話が着信しない設定にするキャンペーン、ナンバープレートを盗難防止ネジに取り替えるキャンペーン等を行っています。

他市ではどのようなキャンペーンを行っているか、また、盛況だったキャンペーンなどがあればご教示ください。

（１）キャンペーン内容

（２）これまで実施した中で、盛況だったキャンペーンについて（詳細な内容）

（３）その他、今後の方向性や課題について

議題３　自転車に対する啓発活動について（安城市提出）

【要旨】

４月から青切符制度が始まったことにより、自転車のルールやマナーについて関心が高まっています。安城市では中高生に対する交通安全教室や高齢者に対する交通安全講話を実施し、啓発活動に力を入れています。特に高校生のマナー違反やヘルメットの着用については市民の方からもご意見をいただくことが多く、効果的な啓発の実施が課題であると感じています。

他市ではどのような活動をされているのか、効果的な活動などご教示ください。

（１）啓発内容

（２）これまで実施した活動の中で、効果的な啓発について（詳細な活動内容）

（３）その他、今後の方向性や課題について

議題４　暴力団追放の取り組みについて（常滑市提出）

【要旨】

常滑市では、「暴力追放常滑市民会議」の事務局を市が担っており、警察署と連携し暴排活動を実施しております。

現状の取組として、四季の安全なまちづくり運動週間中における防犯・暴排ののぼり旗の設置や、特殊詐欺被害防止の呼びかけの実施など、防犯協会と連携した事業を実施しております。

しかし、暴力団追放に重点を置いた事業や、暴力追放常滑市民会議の会員である事業者に向けた活動が不十分と感じており、会員及び市民に対する暴力団排除・追放意識の高揚及び市民会議の重要性をどのようにして周知していくかが課題となっております。

そこで、以下についてご教示ください。

（１）暴力追放市民会議の事務局はどこに置いてあるか。

（２）暴力団排除に向け、どんな取組をしているか（市が事務局でない場合も）。

また、会員（事業所等）に向けた暴力団追放のセミナー・講習会は実施しているか。

→実施している場合、内容を記載

（３）市が事務局をしている場合、新規会員獲得に向け何をしているか。

（４）市が事務局をしている場合、補助金や賛助会費の使用用途は何か。

（常滑市の場合：暴追ステッカーの作成、横断幕の作成、安全なまちづくり運動期間中におけるのぼり旗の説置業務委託費、防犯協会と連携した市民向けの啓発品の購入等)

（５）その他、今後の方向性や課題について

議題５　生活道路の法定速度変更に伴う市民への周知方法等について（北名古屋市提出）

【要旨】

令和８年９月１日の道路交通法施行令の改正に伴い、標識や中央線（センターライン）のない道路の法定速度が、原則として時速 60 キロから時速 30 キロに引き下げられます。

これにより生活道路の交通安全向上が期待される一方で、生活道路の定義が「標識や中央線が無い道路」であるため、「標識等が無い道路」を対象として認識する難しさから、「自宅前の道路は対象か」といった個別の問い合わせが市役所に寄せられることも想定されます。

交通規制の所管は警察（公安委員会）ではありますが、市民サービスの観点から市としてどのような対応をとるべきか、他市の検討状況をご教示ください。

（１）広報について

広報誌や市 HP 等で市民に周知するため、各市で検討している工夫やアイデアがあれば共有いただきたい。

（２）市民から個別に照会がある場合の対応について

特定の道路が時速 30 キロの対象となるか否かについて問い合わせがあった場合、市として判断して回答をするか。

・市として判断して回答する場合

どのような基準や方法で確認し、市民へ回答する想定か。

（管轄の警察署に対して都度確認するなど）

・市として判断しない場合

市では判断を控え、管轄の警察署を案内する等の対応をとるか。

（３）その他、今後の方向性や課題について

議題６　各市における特殊詐欺対策等の施策について（小牧市提出）

【要旨】

昨年度、三重県松阪市で「松阪市民を特殊詐欺等から守る条例」が制定されたことが話題になりましたが、本市では今年度、同種の条例制定または条例制定に依らない実効的な特殊詐欺防止対策を総合的に検討する検討委員会を実施予定です。

つきましては、以下のことについて各市の状況をご教示ください。

（１）各市における同種の条例制定の検討（予定）の有無

（２）「有り」の市においては条例制定の検討を行うこととした理由

「無し」の市においては条例制定を必要としない理由

「制定済」の市においては条例制定に至った背景及び条例制定の効果がどのように表れているかの分析結果

（３）各市において、通常の広報・啓発活動等以外に独自の取り組みとして実施している特殊詐欺防止施策

（４）その他、今後の方向性や課題について

【備考】（別添資料）

「松阪市民を特殊詐欺等から守る条例」について

市、市民、事業者の責務等基本的な事項を定め、特殊詐欺被害防止のための施策を総合的かつ計画的に推進する条例であり、以下のような内容を含む。

・市民等が正当な理由なく携帯電話で通話しながら ATM を利用することを禁止し、事業者には視認しやすい位置にその旨の掲示等の努力義務を、市民には被害に遭う恐れのある者を発見した際などに警察への通報の努力義務を課す。

・プリペイド型電子マネー販売する事業者に対し、レジ付近に特殊詐欺被害防止のための掲示等を行う、電子マネー購入者が被害に遭う恐れがあると認めたときは警察へ通報するなどの努力義務を課す。